

令和2年4月20日

第4回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会



## 第4回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和2年4月20日（月） 午前9時05分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○				

4 欠席委員

5 議事録署名委員

16番 ○○○○○ , 17番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農政係長	○○○○○
末吉分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○

7 閉会年月日

令和2年4月20日（月） 午前11時10分

## 令和2年第4回農業委員会総会日程

### 1 開 会

### 2 議事録署名委員の指名

### 3 付議事項

#### (1) 議案

議案第29号 農地所有適格法人要件届出書について

議案第30号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第31号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備  
計画変更申請について

議案第32号 農地法第4条による許可申請について

議案第33号 農地法第5条による許可申請について

議案第34号 農地の用途変更届(200㎡未満)について

議案第35号 農用地等のあっせんについて

議案第36号 農用地利用集積計画(所有権移転)の取り消しについて

議案第37号 農用地利用集積計画について(利用権設定)

議案第38号 農用地利用集積計画について(所有権移転)

#### (2) 報告第4号 合意解約等の報告

### 4 閉 会

令和2年第4回農業委員会総会

令和2年4月20日（月） 午前9時05分

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。3月、4月の諸般の業務経過については、別紙報告書のとおりであります。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和2年第4回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。

16番〇〇〇〇〇〇委員、17番〇〇〇〇〇〇委員を指名致します。これより議事に入ります。議案第29号農地所有適格法人要件届出書についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは、議案第29号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉2号でございます。所在地・名称事業所が末吉町二之方〇〇〇〇〇〇、住所・氏名代表者が末吉町二之方の〇〇〇〇〇〇、設立年月日が令和元年12月9日、総出資額が300万円で構成員・役員・常時従事者構成員がそれぞれ4名であります。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉2号について、現地調査を行いましたので報告致します。申請人は、末吉町で畜産業を営んでいる法人です。法人形態要件は、株式会社であります。なお、株式の譲渡については、定款に株主総会の承認を要する旨の記載があるので適当であると思います。事業要件については、主たる事業が畜産物の生産、加工、販売であり、適当と思います。構成員要件は、構成員4名のうち全員がその法人の事業に常時従事し、年間労働日数が150日以上であり適当と思います。業務執行役員要件は、業務執行役員の4名全員がその法人の常時従事者であり、適当であると思います。調査結果の総合意見は、農地所有適格法人の要件をすべて満たしており、適格法人として問題ないとの意見の一致をみて許可意見です。なお、認定農業者については、市の令和元年12月の認定審査会において認定済です。調査日は、4月10日で調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第29号農地所有適格法人要件届出書については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は許可することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に議案第30号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは、議案第30号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉33号でございます。申

請地が末吉町二之方雨包〇〇〇〇〇，他4筆，地目全て畑，面積合計1,887㎡です。渡人が大阪府枚方市の〇〇〇〇〇で，受人が末吉町二之方の〇〇〇〇〇です。理由につきましては，贈与です。他10件です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが本件については，調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○1番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉33号について，4月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，甘藷を作付けされる予定であり，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。なお，贈与となっておりますが譲受人は，譲渡人の叔母さんになります。以上で調査報告を終わります。続きまして，受理番号末吉34号について，4月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，水稻を作付けされる予定であり，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○12番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉35号について，4月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，野菜を作付けされる予定であり，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○6番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉36号について，4月9日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，水稻を作付けされる予定であり，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。なお，譲渡人と譲受人は，親子です。以上で調査報告を終わります。

○15番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉37号について，4月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，既に柚子が作付けされており，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○2番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉38号について，現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，田には水稻，畑には飼料を作付けされる予定であり，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。譲受人と譲渡人は，叔父と姪の関係です。以上で調査報告を終わります。

○19番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉39号について，4月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。受人の住所が都城市ですが，通作時間は，車で15分という事で営農に支障がないと思われま

す。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、既にらっきょが作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、渡人には、後継者もなく贈与する予定でしたが、話し合いで全地60万円と格安の値段で購入されたという事です。以上で調査報告を終わります。

○9番委員（○○○○○）

受理番号大隅40号について、4月5日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。譲受人と譲渡人は、友人という事です。以上で調査報告を終わります。

○5番委員（○○○○○）

受理番号大隅41号について、4月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は、親子関係です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○18番委員（○○○○○）

受理番号財部42号について、4月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、畑には甘藷、田には水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、譲受人と譲渡人は、従兄の関係です。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号財部43号について、4月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、譲受人と譲渡人は、親戚です。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第30号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は許可することに決定致しました。

○議長（森岡俊弘会長）

次に議案第31号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは4ページになります。議案第31号について、ご説明致します。受理番号末吉23号、土地の所在地は、末吉町二之方西百入○○○○○他1筆、地目は田で、面積合計938㎡です。申請人は、末吉町二之方の○○○○○で、所有者は、末吉町南之郷の○○○○○と末吉町二之方の○○○○○です。転用目的は、資材置場です。変更理由は、現在の資材置場が手狭な為、申請地に資材置場を設置したいという事です。変更区分は、除外です。他3件です。よろしくお願ひ致

します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○17 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 23 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、麓自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が田、西が山林、南が山林、北が原野であります。目的実現の確実性は、隣接する申請地に資材置場を拡張することから確実であると思います。位置としましては、農振除外後は、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 938 m<sup>2</sup>を資材置場として利用するもので適当であると思います。排水等については、自然流下及び水路放流です。被害防除につきましては、隣接農地に影響もなく特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、農振除外後は、第二種農地のその他の農地に該当することから、資材置場への転用は、やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は 4 月 10 日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○11 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 24 号・25 号を現地調査致しましたので報告致します。まず、24 号は、住吉自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が道路・宅地、北が畑であります。目的実現の確実性は、自己の一般住宅を建築することから確実と思います。位置としましては、農振除外後は、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、962 m<sup>2</sup>を分筆して 499 m<sup>2</sup>を宅地にするもので適当と思います。雨水は、自然流下及び水路放流で適当と思います。被害防除につきましては、誓約書が添付されており、特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、農振除外後は、第二種農地のその他の農地に該当することから、除外やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は 4 月 10 日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。続きまして、受理番号 25 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、宇都之上自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が山林、南が山林、北が山林であります。目的実現の確実性は、畑かんの水を利用したいという目的があり、農振の編入は、確実と思います。位置としましては、農振編入後は、第二種農地に該当します。計画面積については、全部を農地として利用するもので柚子が作付けされており適当と思います。雨水は、自然流下で適当と思います。被害防除につきましては、特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地の農用地区域内農地への編入は、特に問題ないという意見の一致をみました。調査日は 4 月 10 日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○12 番委員（○○○○○）

受理番号財部 26 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、飯野自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が田、西が雑種地、南が宅地、北が県道を挟んで畑・宅地であります。目的実現の確実性は、太陽光発電施設を設置する具体的計画があります。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設を設置する面積 1,091 m<sup>2</sup>は、同種施設の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下及び浸透枿を設置する為、適当と思います。被害防除については、特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、農振除外後は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設を設置し、事業の経営安定を図るもので、除外やむを得ないという意見の一致をみました。また、申請地は、平成 29 年 12 月 20 日に非農地認定を受けた農地であり、転用申請はありません。調査日は 4 月 10 日



○事務局（○○○○○局長）

それでは、6ページになります。議案第33号について、ご説明致します。受理番号末吉24号、土地の所在地は、末吉町上町二丁目○○○○○、地目は畑、面積は363㎡でございます。譲渡人が鹿児島市吉野の○○○○○、譲受人が末吉町岩崎の○○○○○で、転用目的は、一般住宅・カーポートです。理由につきましては、現在、借家に居住していますが、手狭な為、自己の住宅を新築したいという事です。農振区分は、外でございます。他8件です。なお、この中の受理番号末吉26号ですが、補足説明資料の36ページになります。○○○○○ですが、法人の目的の中に太陽光発電の業務がありませんが、行政書士が提出された時に、総会にかけてくれとあったそうです。総会までに、この目的の欄に太陽光発電に関する業務を載せて、差し替えるという事だったらしいですが、総会までに間に合っておりません。また、現地調査も終わっている案件です。そういうことも踏まえて審議していただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○17番委員（○○○○○）

受理番号末吉24号について、現地調査をしましたので報告致します。申請地は、麓自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地、西が宅地、南が畑、北が宅地であります。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されていること事から確実と思っております。位置としましては、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。計画面積については、申請面積363㎡に一般住宅1棟75.35㎡を設置する事から適当であると思われまます。排水等については、公共下水道に接続し、雨水については、水路放流する予定です。被害防除につきましては、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題ないと思われまます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地に該当する為、転用やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。調査日は4月10日、調査員は、私と○○○○○委員、事務局より○○○○○さんで調査しました。以上で報告を終わります。

○19番委員（○○○○○）

受理番号末吉25号について、4月10日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、西柳井谷自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が宅地、南が宅地、北が畑であります。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されている事から確実と思っております。位置としましては、第二種農地のその他の農地に該当します。計画面積については、申請人は、深川○○○○○に一般住宅を建築する予定ですが、取り付け道路が無い為、幅員6mの道路を設けるもので適当であると思われまます。排水等については、汚水は合併浄化槽を経て、道路側溝へ放流する予定です。被害防除につきましては、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題ないと思われまます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当する為、転用やむを得ないという意見の一致をみまました。調査日は4月10日で、調査員は、私と○○○○○委員、事務局より○○○○○さんで調査しました。以上で報告を終わります。

○11番委員（○○○○○）

受理番号末吉26号について、現地調査致しましたので報告致します。申請地は、宮原自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が田、西が宅地・田、南が宅地・田、北が田であります。目的実現の確実性は、融資証明及び残高証明、経済産業省の認定通知書、九電系統連系承諾書が添付されている事から確実と思われまます。位置につきましては、農地の広がりがなく、また、都市計画用途地域から500m以内である為、第二種農地の市街地近接農地に該当します。計画面積については、全表面積1,426㎡に太陽光パネル244枚を設置するもので適当と思われまます。排水等については、自然流下で東側の排水溝へ放流するという事で適当と思われまます。被害防除については、被害防除に関

する誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は4月10日で、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局より〇〇〇〇〇さんで調査しました。以上で調査報告を終わります。

○15 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 27 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、あけぼの自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が水路、西が畑、南が宅地、北が市道であります。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付してあり信用できるものと思ひます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、一般住宅 2 棟と車庫を建築する為、周囲の状況からみても適当と思ひます。排水等については、雨水は自然流下で側溝へ、生活排水は、合併浄化槽を設置し、東側の市道側溝に放流する事から適当と思ひます。被害防除については、緩衝地・ブロックを設ける為、特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、第一種農地の集落接続施設に該当する事から一般住宅への転用は、やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は4月10日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○9 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 28 号を4月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、東旭ヶ丘自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が里道・転用済みの畑、西が畑・宅地、南が宅地、北が市道・転用済みの畑であります。目的実現の確実性は、自己資金で通帳の写しが添付してあり確実と思われます。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、一般住宅と進入道路を設置する面積 631 m<sup>2</sup>は、周囲の状況からみても適当と思ひます。また、500 m<sup>2</sup>を超えているので、超過理由書も添付されております。排水等については、雨水は自然流下で側溝へ、生活排水は、合併浄化槽を設置し北東側の市道側溝に放流する事から適当と思ひます。被害防除については、緩衝地・ブロックを設ける為、特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、第二種農地の市街地近接農地に該当する事から、一般住宅と通路への転用は、やむを得ないという意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号大隅 29 号現地調査致しましたので報告致します。申請地は、柳井谷自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が転用済みの田、西が転用済みの田、南が田、北が宅地であります。目的実現の確実性は、融資証明書があり、再生可能エネルギー認定書と九電の系統連系工事負担金明細書が添付してあり確実と思ひます。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設には、比較的良好な敷地で利用可能敷地面積は、1,690.61 m<sup>2</sup>であり、同種施設の規模状況からみても適当と思ひます。排水等については、雨水のみで浸透枮からの自然浸透です。被害防除については、土留めにより南側水田への土砂流出を防ぐ為、問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、第二種農地のその他の農地に該当する事から、太陽光発電設備への転用は、やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は4月10日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○15 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 30 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、下岡自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が国道、西が畑、南が市道、北が宅地であります。目的実現の確実性は、融資証明書が添付してあり確実と思ひます。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、中古住宅の取得により駐車場として利用するもので、所要面積 115 m<sup>2</sup>は、周囲の状況からみても適当と思ひます。排水等については、雨水のみで自然流下

です。被害防除については、特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、第二種農地のその他の農地に該当する事から駐車場とその通路への転用は、やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は4月10日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○6番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部31号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、中野自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑・雑種地、西が畑、南が道を挟んで畑・山林、北が畑であります。目的実現の確実性は、自己資金で金融機関の残高証明が添付してあり、また、再生可能エネルギー認定通知と九電の系統連系工事負担金明細書が添付してあり確実と思ひます。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設パネル216枚を設置する面積は、1,147㎡であり、同種施設の規模状況からみても適当と思ひます。排水等については、雨水は自然流下で浸透枡を設置する為、適当と思ひます。被害防除については、周囲に防護柵を設置します。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設を設置し、事業の経営安定を図るものです。また、隣接住宅等に被害が生じないよう指導を行い、転用やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は4月10日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。続きまして、受理番号財部32号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、中野自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が畑、南が山林、北が山林であります。目的実現の確実性は、自己資金で金融機関の残高証明が添付してあり、また、再生可能エネルギー認定通知と九電の系統連系工事負担金明細書が添付してあり確実と思ひます。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設パネル288枚を設置する面積は、1,354㎡であり、同種施設の規模状況からみても適当と思ひます。排水等については、雨水は自然流下で浸透枡を設置する為、適当と思ひます。専用の浸透枡深さ3m幅1mです。被害防除については、周囲に防護柵を設置します。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設を設置し、事業の経営安定を図るものです。また、隣接住宅等に被害が生じないよう指導を行い、転用やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は4月10日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありますか。

○11番委員（〇〇〇〇〇）

26号ですけど、調査報告としては、許可意見ですが、やはり、書類の差し替えがないと総会で承認するといけないと思ひます。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただいまの意見についてどうでしょうか。

○3番委員（〇〇〇〇〇）

目的の欄に太陽光発電事業を差し込むというのは、時間がかかると聞いた事があるんですが。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

事務局に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

登記に関しては、どの位時間がかかるかという事は、把握しておりません。〇〇〇〇〇委員が

言われたとおり、書類の差し替えがあって、県への進達が良いのではないかと考えております。

○19 番委員 (○○○○○)

今の件ですが定款の変更については、約1月かかるという話を聞いております。次の総会の時に結果報告で良いのではないのでしょうか。

○議長 (○○○○○会長)

次の総会に間に合いますかね。26号については、書類の差し替えという事でよろしでしょうか。  
(「はい」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

五月の総会の時に報告してもらおうという事で了承したいと思います。議案第33号農地法第5条による許可申請については、受理番号末吉26号を除いて、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第34号農地の用途変更についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは8ページになります。議案第34号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉1号、土地の所在地は、末吉町深川今寺○○○○○、地目畑で面積1,523㎡の内30㎡、申請人は、大隅町岩川の○○○○○でございます。転用目的は、従業員休憩室で、農振区分は、内でございます。転用の時期は、令和2年5月10日という事でございます。よろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○2 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉1号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、村山自治会周辺にある農協育苗施設内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、隣接地で組合員に供給する育苗施設を所有していますが、作業従事者の休憩所として、新たに休憩施設を設置するもので確実と思われれます。位置につきましては、農用地区域内農地です。計画面積については、休憩施設25.08㎡を設置する予定で、所要面積は、30㎡で適当であると思われれます。排水等については、雨水は施設内側溝へ放流するもので適当と思います。被害防除については、周囲は自己所有の農地のみであり、他の農地に影響がないことから特に問題はないと思われれます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は農用地区域内農地に該当し、転用目的が農作業従事者の休憩施設です。休憩所設置により、耕作が不能となる面積が30㎡で、転用許可を要しない200㎡未満の農業用施設に該当する事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は4月10日、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第34号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 35 号農用地等のあっせんについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは9ページになります。議案第 35 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 29 号申出者が都城市野々美谷町の○○○○○で、申出地の所在が末吉町岩崎新留ノ下○○○○○，地目田，面積 1,474 m<sup>2</sup>で、申出の内容は、貸したいです。他 10 件です。よろしく申し上げます。

○議長（○○○○○会長）

ここで、あっせん委員を指名致します。末吉 29 については、15 番○○○○○委員，○○○○○推進委員。末吉 30 と末吉 31 については、4 番○○○○○委員，○○○○○推進委員。末吉 32 については、2 番○○○○○委員，○○○○○推進委員。末吉 33 については、私と○○○○○推進委員。末吉 34 については、6 番○○○○○委員，○○○○○推進委員。大隅 35 については、3 番○○○○○委員，○○○○○推進委員。大隅 36 については、13 番○○○○○委員，○○○○○推進委員。財部 37 については、7 番○○○○○委員，○○○○○推進委員。財部 38・39 については、14○○○○○委員，○○○○○推進委員を指名します。ここで暫時休憩致します。

(休憩：午前 10 時 00 分)

(再開：午前 10 時 10 分)

○議長（○○○○○会長）

会議を再開します。続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○2 番委員（○○○○○）

末吉 5 号は、打切でお願いします。

○12 番委員（○○○○○）

末吉 7 号は、打切です。

○13 番委員（○○○○○）

大隅 8 号は、打切でお願いします。

○18 番委員（○○○○○）

財部 9 号は、打切で、財部 10 号は、成立でお願いします。

○7 番委員（○○○○○）

財部 11 号は、継続でお願いします。

○11 番委員（○○○○○）

財部 12 号は、継続でお願いします。

○10 番委員（○○○○○）

末吉 13 号は、継続でお願いします。末吉 15 号も継続という事です。

○4 番委員（○○○○○）

末吉 17 号は、継続でお願いします。

○13 番委員（○○○○○）

大隅 18 号は、継続でお願いします。

○16 番委員（○○○○○）

大隅 19 号は打切でお願いします。20 号は、継続でお願いします。24 号は、取下げです。

○10 番委員（○○○○○）

末吉 21 号は、継続でお願いします。

○4 番委員（○○○○○）

末吉 22 号は、継続でお願いします。末吉 23 号は、打切でお願いします。

○17 番委員 (○○○○○)

大隅 25 号は、継続でお願いします。

○5 番委員 (○○○○○)

大隅 26 号は、成立でお願いします。

○11 番委員 (○○○○○)

財部 27 号は、成立でお願いします。

○18 番委員 (○○○○○)

財部 28 号は、成立でお願いします。

○6 番委員 (○○○○○)

今月のあっせんの方ですが末吉 34 号は、成立しております。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願いします。次に議案第 36 号農用地利用集積計画の所有権移転の取り消しについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは、15 ページになります。議案第 36 号について、ご説明致します。受理番号末吉 108 号ですが、土地の所在地は、末吉町諏訪方上ノ原○○○○○、地目は畑、面積は 1,509 m<sup>2</sup>でございます。譲渡人が北諸県郡三股町の○○○○○で、譲受人が末吉町深川の○○○○○です。移転時期及び対価については、令和元年 8 月 30 日、全地 225,000 円でした。取下げの理由は、5 条転用申請によるものです。所有権移転登記も済んでいますが、登記についても前の所有者に戻して 5 条転用をするという事です。当初 3 条申請で農地として受人が買われましたが、倉庫を建設すると聞いております。3 条で買われた農地をすぐ転用というのは、出来ないという事で、一端、前の所有者に戻して 5 条申請するという事です。よろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の説明に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 36 号農用地利用集積計画の所有権移転の取り消しについては、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は原案どおり許可することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 37 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 6 年以上 10 年未満末吉 47・48 を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は、期間ごとに中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第37号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定6年以上10年未満末吉47・48を除いて申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

○11番 (○○○○○)

23ページの財部126号と25ページの財部133号に同じ地番があるのですが、重複しているので訂正の方をよろしくお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

今、確認をしますのしばらくお待ち下さい。

(暫時休憩)

○議長 (○○○○○会長)

それでは、再開致します。事務局に説明させます。

○事務局 (○○○○○係長)

財部126号○○○○○が○○○○○に修正をお願いします。それと面積も2,042㎡に修正をお願いします。

○事務局 (○○○○○局長)

なお、小計を2,996㎡に訂正をお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

よろしければ、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

「○○○○○委員退席」

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第37号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、再設定6年以上10年未満末吉47・48についてを議題と致します。

○議長 (○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第37号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、再設定6年以上10年未満末吉47・48については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。○○○○○委員は、復席をお願いします。

「○○○○○委員復席」

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第38号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。

○議長 (○○○○○会長)

質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第38号農用地利用集積計画の所有権移転は、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に利用権の設定状況集計表を、事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは、利用権の設定状況集計表になります。4月分利用権設定の新規は、田が24筆で面積26,220㎡、畑が13筆で面積23,623㎡、計37筆で面積49,843㎡、件数は30件でございます。再設定は、田が51筆で面積62,032㎡、畑が80筆で面積149,969㎡、計131筆で面積212,001㎡、件数は64件でございます。所有権移転については、田が9筆で面積9,472㎡、畑が8筆で面積16,855㎡、計17筆で面積26,327㎡、件数は8件でございます。合計しますと、185筆で面積288,171㎡、件数は102件となっております。以上でございます。

(質問の声あり)

○10番委員 (○○○○○)

34ページの大隅55号ですが幹旋委員に○○○○○推進委員の名前がありますが、身内の分については、相対か他の委員でないといけないのではないのでしょうか。取り決めがあったと思いますが。

○議長 (○○○○○会長)

大隅55号は、相対でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

次に報告第4号合意解約等の報告については、総会資料の36ページから43ページですのでご覧下さい。

○議長 (○○○○○会長)

その他で何かありませんか。

○議長 (○○○○○会長)

次に事務局から事務連絡を致します。

○事務局 (○○○○○局長)

事務連絡

○事務局 (○○○○○係長)

事務連絡

○産業振興課 (○○○○○係長)

事務連絡

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和2年第4回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和2年4月20日（月） 午前11時10分開会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員